

令和8年第3回定例会総括質疑

令和8年9月14日

(5枚のうち1枚目)

順位	発言者	質疑事項	質疑の趣旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
1	畑中 香子議員	1 議案第48号 令和8年度伊佐市一般会計補正予算(第3号)について	(1) (款)4衛生費(項)2清掃費(目)2塵芥処理費(節)11需用費の、ごみ袋作成経費追加補正の内容について ア 作成業者との協議内容について イ 在庫の状況について ウ 素材切り替えなどの検討はなされたのか	市長	
		2 議案第56号 伊佐市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	(1) 2020年、民法の改正により公営住宅管理標準条例第10条と第3条が削除され、公営住宅入居の際の保証人の確保が前提とされる条例上の規定が廃止されたが、今回の条例改正が行われる理由について伺う。	市長	
		3 議案第59号 伊佐市準用河川流水占用料等徴収条例の制定について	(1) 条例制定の背景、理由について (2) 条例制定がなされた場合の歳入額について (3) 農家や事業者への負担増にならないか	市長	

令和8年第3回定例会総括質疑

令和8年9月14日

(5枚のうち2枚目)

順位	発 言 者	質 疑 事 項	質 疑 の 趣 旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
2	小田原 宏議員	1 議案第66号 伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(1) ふれあいセンターの休館日について、第5条第1項の第2号に、毎月第4日曜日を休館日にとすると明記してある。そこで伺う。 ア 毎月第4日曜日を休館日とする理由は イ 毎月第4日曜日を休館日とすると、議案第62号でも触れられているが伊佐市立大口図書館も休館日となる。しかしながら伊佐市立菱刈図書館のほうは議案第67号によると第4日曜日も休館するとは明記されていない。この点についてはどのように認識しているか。 ウ 日曜日は一般的に市民が利用しやすく、イベントや催しの開催も多い曜日であるが、多目的ホールや研修室などが第4日曜日に利用できないことについて、市民の利便性の面でどのように考えているのかを伺う。	教育長	

令和8年第3回定例会総括質疑

令和8年9月14日

(5枚のうち3枚目)

順位	発 言 者	質 疑 事 項	質 疑 の 趣 旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
3	武本 進一議員	1 議案第60号 伊佐市支所設置条例の制定について	(1) 新しく菱刈支所の総務市民課と産業振興課を置くとのことだが、この名称になった理由を伺う。 (2) 菱刈支所の総務市民課及び産業振興課の業務内容について、今後はこれまでと同等もしくは、それ以上のサービスが市民に提供されるものと理解している。その上で、住民説明会を含めた周知の方法を伺う。 (3) 新庁舎の完成後、菱刈支所の実際の利用状況や市民からの意見を踏まえ、菱刈支所の業務や機能を将来的に見直していく考えはあるのか。また、その場合どのような基準で検証していくのか伺う。	市長	

令和8年第3回定例会総括質疑

令和8年9月14日

(5枚のうち4枚目)

順位	発 言 者	質 疑 事 項	質 疑 の 趣 旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
4	森田 幸一議員	1 議案第60号 伊佐市支所設置条例の制定について	(1) 第3条に支所に総務市民課、産業振興課を置くとあるが、それぞれの事務分掌と職員数を伺う。 (2) 総務市民課、産業振興課を伊佐市課設置条例の第1条の本則で規定しない法的・制度的な理由があるのか伺う。 (3) 条例に支所全体を総括する支所長についての規定がないが、支所長を置く考えはないのか。支所長を置くのであれば各課長、教育委員会との指揮命令関係について伺う。 (4) 支所長を条例に規定せず規則や規程等で定めるのであればその考え方と根拠について伺う。	市長	

令和8年第3回定例会総括質疑

令和8年9月14日

(5枚のうち5枚目)

順位	発 言 者	質 疑 事 項	質 疑 の 趣 旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
5	庵下 信一議員	1 議案第48号 令和8年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）について 2 議案第57号 庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 3 議案第58号 伊佐市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について 4 議案第61号 伊佐市役所庁舎共用スペースの使用に関する条例の制定について	(1) (款)4衛生費(項)2清掃費(目)2塵芥処理費(節)10需用費30,936千円について、消耗品費とあるが、内容と根拠を示せ。 (1) 伊佐市公告式条例の一部改正について、第2条第2項中「大口庁舎及び菱刈庁舎」を「伊佐市役所」に改めるとあるが、菱刈支所は「伊佐市役所」に含まれるのか。 (1) この条例制定の目的は何か。 (2) 特別徴収金とは何か。 (3) 特別徴収金の算定方法は。 (1) 別表（第2条、第7条関係）の各室、ひろば、議場等の使用料の算定基準を示せ。	市長 市長 市長 市長	